

令和 7 年 2 月 18 日

令和 6 年度栃木県議会
第 405 回通常会議議案 (2)

令和6年度栃木県議会 第405回通常会議議案（2）目次

第39号議案	令和6年度栃木県一般会計補正予算（第7号）	4
第40号議案	令和6年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	27
第41号議案	令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第3号）	30
第42号議案	令和6年度栃木県電気事業会計補正予算（第3号）	34
第43号議案	令和6年度栃木県水道事業会計補正予算（第3号）	37
第44号議案	令和6年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第3号）	39
第45号議案	令和6年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）	41
第46号議案	令和6年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）	43
第47号議案	栃木県県税条例の一部改正について	45
第48号議案	栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例の廃止について	47
第49号議案	栃木県用地造成事業基金条例の廃止について	48
第50号議案	権利の放棄について	49
第51号議案	権利の放棄について	50
第52号議案	権利の放棄について	51

第53号議案	権利の放棄について……………	52
第54号議案	権利の放棄について……………	53
第55号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）……………	54
第56号議案	市町村が負担する金額の変更について（農政部関係）……………	55
第57号議案	市町村が負担する金額の変更について（県土整備部関係）……………	59
第58号議案	特定事業契約の変更について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）……………	62
第59号議案	特定事業契約の変更について（馬頭最終処分場整備運営事業）……………	63
第60号議案	損害賠償の額の決定及び和解について……………	64
報告第1号	知事の専決処分事項報告について……………	65

第39号議案

令和6年度栃木県一般会計補正予算（第7号）

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,277,690千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ997,803,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		257,000,000	11,000,000	268,000,000
	1 県 民 税	81,001,000	3,900,000	84,901,000
	2 事 業 税	66,169,000	6,100,000	72,269,000
	3 地 方 消 費 税	42,514,000	1,200,000	43,714,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,582,000	600,000	5,182,000
	7 軽 油 引 取 税	20,944,000	△ 400,000	20,544,000
	8 自 動 車 税	37,068,000	△ 400,000	36,668,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		102,328,000	1,457,000	103,785,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	102,328,000	1,457,000	103,785,000
3 地 方 譲 与 税		41,100,000	3,000,000	44,100,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	37,900,000	3,000,000	40,900,000
4 地 方 特 例 交 付 金		7,300,000	△ 260,691	7,039,309
	1 地 方 特 例 交 付 金	7,300,000	△ 260,691	7,039,309

5 地 方 交 付 税		151,885,859	5,694,559	157,580,418
	1 地 方 交 付 税	151,885,859	5,694,559	157,580,418
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,975,485	△ 846,154	4,129,331
	1 負 担 金	4,975,485	△ 846,154	4,129,331
9 国 庫 支 出 金		122,114,909	△ 838,253	121,276,656
	1 国 庫 負 担 金	47,022,115	△ 1,373,540	45,648,575
	2 国 庫 補 助 金	72,707,775	830,337	73,538,112
	3 委 託 金	2,385,019	△ 295,050	2,089,969
10 財 産 収 入		1,596,741	407,765	2,004,506
	1 財 産 運 用 収 入	706,846	66,984	773,830
	2 財 産 売 払 収 入	889,895	340,781	1,230,676
11 寄 附 金		60,786	1,596,046	1,656,832
	1 寄 附 金	60,786	1,596,046	1,656,832
12 繰 入 金		39,659,755	△ 3,374,498	36,285,257
	1 特 別 会 計 繰 入 金	261,095	2,169	263,264
	2 基 金 繰 入 金	39,398,660	△ 3,376,667	36,021,993

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		3,790,722	6,062,898	9,853,620
	1 繰越金	3,790,722	6,062,898	9,853,620
14 諸収入		166,282,100	△ 2,941,982	163,340,118
	3 貸付金元利収入	150,704,695	△ 395,872	150,308,823
	4 受託事業収入	847,776	△ 313,412	534,364
	5 収益事業収入	11,734,360	△ 4,634,325	7,100,035
	6 雑収入	2,733,574	2,401,627	5,135,201
15 県債		84,775,000	△ 16,679,000	68,096,000
	1 県債	84,775,000	△ 16,679,000	68,096,000
歳入合計		993,525,570	4,277,690	997,803,260

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,481,539	△ 14,286	1,467,253
	1 議 会 費	1,481,539	△ 14,286	1,467,253
2 総 務 費		43,225,006	12,697,851	55,922,857
	1 総 務 管 理 費	21,175,414	14,076,515	35,251,929
	2 企 画 費	5,746,703	△ 419,920	5,326,783
	3 徴 税 費	9,465,499	△ 372,849	9,092,650
	4 市 町 村 振 興 費	2,255,101	△ 512,236	1,742,865
	5 選 挙 費	2,056,797	△ 83,438	1,973,359
	6 防 災 費	1,686,340	50,450	1,736,790
	7 統 計 調 査 費	502,060	△ 47,671	454,389
	8 人 事 委 員 会 費	154,864	5,000	159,864
	9 監 査 委 員 費	182,228	2,000	184,228
3 民 生 費		115,046,073	3,206,740	118,252,813
	1 社 会 福 祉 費	66,857,961	△ 238,384	66,619,577

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	41,989,992	2,880,456	44,870,448
	3 生活保護費	3,429,066	463,712	3,892,778
	4 災害救助費	18,783	65,112	83,895
	5 県民生活費	2,750,271	35,844	2,786,115
4 衛生費		75,472,188	823,987	76,296,175
	1 公衆衛生費	36,326,884	1,100,593	37,427,477
	2 環境衛生費	3,208,389	△ 691,851	2,516,538
	3 保健所費	2,222,390	△ 78,100	2,144,290
	4 医薬費	26,307,331	639,618	26,946,949
	6 環境対策費	3,196,529	△ 146,273	3,050,256
5 労働費		2,117,594	274,300	2,391,894
	1 労政費	461,792	386,496	848,288
	2 職業訓練費	1,443,643	△ 162,534	1,281,109
	3 失業対策費	105,010	55,138	160,148
	4 労働委員会費	107,149	△ 4,800	102,349

6 農 林 水 産 業 費		47,887,089	△	6,360,710	41,526,379
	1 農 業 費	12,877,552	△	2,604,955	10,272,597
	2 畜 産 業 費	5,769,543	△	952,331	4,817,212
	3 農 地 費	15,985,383	△	1,575,864	14,409,519
	4 林 業 費	12,249,796	△	1,245,002	11,004,794
	5 水 産 業 費	944,073		21,523	965,596
	6 自 然 保 護 費	60,742	△	4,081	56,661
7 商 工 費		157,501,663	△	35,629	157,466,034
	1 商 工 費	155,953,993		175,850	156,129,843
	2 観 光 費	1,547,670	△	211,479	1,336,191
8 土 木 費		114,778,570	△	10,464,802	104,313,768
	1 土 木 管 理 費	4,641,666	△	71,383	4,570,283
	2 道 路 橋 り よ う 費	63,670,482	△	5,886,224	57,784,258
	3 河 川 費	32,940,500	△	2,276,872	30,663,628
	4 都 市 計 画 費	10,915,186	△	2,182,113	8,733,073
	5 住 宅 費	2,610,736	△	48,210	2,562,526

款	項	補正前の額	補正額	計
9 警 察 費		47,399,586	△ 801,330	46,598,256
	1 警 察 管 理 費	45,979,461	△ 801,330	45,178,131
10 教 育 費		183,067,319	2,117,937	185,185,256
	1 教 育 総 務 費	25,003,583	1,152,353	26,155,936
	2 小 学 校 費	61,425,345	210,019	61,635,364
	3 中 学 校 費	36,382,443	486,749	36,869,192
	4 高 等 学 校 費	37,549,977	△ 570,869	36,979,108
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,668,756	△ 402,067	15,266,689
	6 社 会 教 育 費	2,271,694	△ 20,748	2,250,946
	7 保 健 体 育 費	4,765,521	1,262,500	6,028,021
11 災 害 復 旧 費		2,830,046	465,251	3,295,297
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	227,081	107,886	334,967
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,592,304	358,365	2,950,669
	3 県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	10,661	△ 1,000	9,661
12 公 債 費		98,347,697	△ 1,953,619	96,394,078

	1 公 債 費	98,347,697	△ 1,953,619	96,394,078
13 諸 支 出 金		103,871,200	4,322,000	108,193,200
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	41,443,000	665,000	42,108,000
	2 利 子 割 交 付 金	69,000	71,000	140,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	51,499,000	734,000	52,233,000
	6 配 当 割 交 付 金	1,562,000	658,000	2,220,000
	7 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,770,000	1,395,000	3,165,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	991,000	59,000	1,050,000
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	4,950,000	740,000	5,690,000
歳 出 合 計		993,525,570	4,277,690	997,803,260

第2表 継続費補正
変更

(単位千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県南高等看護専門学院本館等解体工事費	305,893	令和5年度	214,126	214,126	令和5年度	214,126
				令和6年度	91,767		令和6年度	
		宇都宮南警察署独身寮解体工事費	156,937	令和5年度	78,469	129,547	令和5年度	78,469
				令和6年度	78,468		令和6年度	51,078
		子ども総合科学館本館屋根・防水等改修費	2,067,958	令和5年度	827,184	2,029,631	令和5年度	827,184
				令和6年度	1,240,774		令和6年度	1,202,447
4 衛生費	6 環境対策費	県央産業技術専門校省エネ設備整備費	118,822	令和5年度	59,411	75,592	令和5年度	59,411
				令和6年度	59,411		令和6年度	16,181
8 土木費	1 土木管理費	子ども総合科学館特定天井落下防止改修費	404,465	令和5年度	161,787	356,465	令和5年度	161,787
				令和6年度	242,678		令和6年度	194,678
10 教育費	7 保健体育費	栃木県体育館解体費	790,972	令和5年度	474,583	670,972	令和5年度	474,583
				令和6年度	316,389		令和6年度	196,389

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理費	220,326
	2 企画費	交通体系整備促進費	9,500
	6 防災費	災害対策費	46,156
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付費	875,062
		介護保険推進費	2,294,159
		障害者福祉施設整備助成費	290,248
		老人保健福祉施設整備助成費	226,875
		介護基盤整備等事業費	129,828
	2 児童福祉費	児童福祉活動費	108,080
	3 生活保護費	生活保護法等施行事務費	2,610
	5 県民生活費	文化行政費	46,607
博物館費		91,470	
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症対策費	126,756

款	項	事業名	金額	
		歯科保健対策費	19,000	
		2 環境衛生費	生活衛生営業指導費	794
		4 医薬費	医療連携体制推進費	1,013,381
			医事指導費	308,673
			救急医療対策費	846,889
			医師確保支援事業費	1,090,460
			看護対策費	52,757
			薬事指導費	234,134
		6 環境対策費	環境エネルギー産業立地促進事業費	22,000
			カーボンニュートラル推進費	254,220
			住宅のゼロエネルギーハウス化促進事業費	534,800
5 労働費	1 労政費	勤労者福祉対策事業費	584,000	
6 農林水産業費	1 農業費	農業担い手確保育成総合対策費	142,500	
		経営体育成支援総合対策費	300,000	
		農業大 학교 費	16,448	
		農業生産総合対策事業費	1,012,771	

款	項	事業名	金額
		水田農業振興対策事業費	373,991
		鳥獣から農作物を守る対策事業費	20,377
	2 畜産業費	畜産総合対策費	779,776
		畜産総合対策推進費	4,878
		草地基盤整備費	61,365
		家畜保健衛生費	95,583
	3 農地費	地籍調査事業費	10,922
		県単農業農村整備事業費	30,142
		国営造成施設管理事業費	25,000
		農業基盤整備促進事業費	174,192
	4 林業費	林業施設整備費	376,716
		特用林産振興費	211,047
		県産材需要拡大総合対策事業費	25,000
		林野保護費	14,689
		森林環境譲与税事業費	130,000
		県単林道事業費	22,920

款	項	事業名	金額
		県単治山事業費	124,029
		鳥獣保護費	47,606
	5 水産業費	水産試験場費	123,156
7 商工費	1 商工費	フードバレーとちぎ推進事業費	130,000
	2 観光費	自然公園等施設整備費	45,800
8 土木費	1 土木管理費	用地調査費	8,576
		耐震改修促進事業費	53,068
	2 道路橋りょう費	快適な道路環境づくり事業費(県単)	18,287
		道路調査費	367,778
		総合交通政策事業費(補助)	18,900
	3 河川費	河川調査費	96,559
		河川砂防保全事業費(県単)	660,591
		緊急防災・減災対策事業費(河川砂防)	2,777,483
		河川砂防施設づくり事業費(県単)	67,214
		河川受託事業費	119,795
		砂防調査費	133,700

款	項	事業名	金額
		国庫補助災害関連緊急対策事業費	398,340
	4 都市計画費	公園事業費	21,000
		魅力ある公園づくり事業費(県単)	36,000
	5 住宅費	県営住宅管理費	19,212
10 教育費	1 教育総務費	教育振興費	115,000
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等整備費	49,405
	7 保健体育費	県立体育施設費	32,788
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	6年発生林道災害復旧事業費	113,260
		6年発生県単林道災害復旧事業費	55,065
		6年発生山地治山施設災害復旧事業費	28,502
		6年発生県単治山災害復旧事業費	166,200
		6年発生農業用施設災害復旧事業費	71,910
	2 土木施設災害復旧費	6年災害復旧事業費	1,747,107
		6年県費単独災害復旧事業費	124,900

2 変 更

(単位千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	農村集落基盤再編・整備事業費	31,775	農村集落基盤再編・整備事業費	81,775
		農地整備事業費	2,579,000	農地整備事業費	3,466,962
		農村地域防災減災事業費	509,000	農村地域防災減災事業費	714,343
		水利施設整備事業費	1,795,100	水利施設整備事業費	2,311,662
	4 林 業 費	林業・木材産業構造改革事業費	872,002	林業・木材産業構造改革事業費	933,610
		造林事業費	311,240	造林事業費	412,314
		とちぎの元気な森づくり県民税事業費	35,604	とちぎの元気な森づくり県民税事業費	49,049
		森林整備林道事業費	3,025	森林整備林道事業費	200,473
		治山事業費	320,200	治山事業費	988,686
	7 商 工 費	2 観 光 費	自然環境整備交付金事業費	128,000	自然環境整備交付金事業費

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路保全事業費 (補 助)	8,741,488	道路保全事業費 (補 助)	6,999,788
		道路保全事業費 (県 単)	1,200,000	道路保全事業費 (県 単)	5,400,000
		快適な道路環境づくり 事業費 (補 助)	288,000	快適な道路環境づくり 事業費 (補 助)	81,274
		快適で安全な道づくり 事業費 (補 助)	14,647,000	快適で安全な道づくり 事業費 (補 助)	25,056,311
		快適で安全な道づくり 事業費 (県 単)	260,000	快適で安全な道づくり 事業費 (県 単)	2,254,170
	3 河 川 費	安全な川づくり 事業費 (補 助)	13,227,000	安全な川づくり 事業費 (補 助)	14,348,200
		市町村川づくり 助成費 (補 助)	48,000	市町村川づくり 助成費 (補 助)	226,000
		ダム施設保全事業費 (補 助)	286,110	ダム施設保全事業費 (補 助)	340,397
		砂防施設づくり 事業費 (補 助)	2,050,500	砂防施設づくり 事業費 (補 助)	3,474,500
	4 都 市 計 画 費	土地区画整理事業 助成費 (補 助)	221,814	土地区画整理事業 助成費 (補 助)	185,300

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		街路づくり事業費 (補 助)	4,174,000	街路づくり事業費 (補 助)	4,374,551
		魅力ある公園づくり 事業費 (補 助)	170,000	魅力ある公園づくり 事業費 (補 助)	387,000
	5 住 宅 費	県営住宅整備事業費 (補 助)	158,000	県営住宅整備事業費 (補 助)	1,395,205

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備費	5,749,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	5,233,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
社会福祉施設整備費	987,000	同上	同上	同上	274,000	同上	同上	同上
土地改良事業費	3,135,000	同上	同上	同上	2,717,000	同上	同上	同上
林道事業費	60,000	同上	同上	同上	51,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法		
治山事業費	1,086,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	892,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
県単林道事業費	33,000	同	上	同	上	13,000	同	上	同	上
県単治山事業費	211,000	同	上	同	上	87,000	同	上	同	上
自然公園等施設整備費	270,000	同	上	同	上	166,000	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	20,065,000	同	上	同	上	16,701,000	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	8,973,000	同	上	同	上	7,482,000	同	上	同	上
国庫補助砂防費	2,004,000	同	上	同	上	2,013,000	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助街路事業費	2,695,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	2,120,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
公園緑地整備費	245,000	同上	同上	同上	225,000	同上	同上	同上
県営住宅建設事業費	862,000	同上	同上	同上	921,000	同上	同上	同上
県有建築物耐震化推進事業費	182,000	同上	同上	同上	173,000	同上	同上	同上
直轄道路事業負担金	2,222,000	同上	同上	同上	1,567,000	同上	同上	同上
直轄河川事業負担金	2,115,000	同上	同上	同上	2,062,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄砂防事業負担金	1,460,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,651,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地方道路等整備事業費	13,910,000	同上	同上	同上	7,989,000	同上	同上	同上
河川等整備事業費	5,495,000	同上	同上	同上	4,160,000	同上	同上	同上
地域活性化事業費	350,000	同上	同上	同上	162,000	同上	同上	同上
警察施設整備費	344,000	同上	同上	同上	368,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	1,296,000	同上	同上	同上	459,000	同上	同上	同上
学校施設整備費	4,123,000	同上	同上	同上	3,904,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設等整備費	580,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	460,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
農林水産施設災害復旧費	60,000	同上	同上	同上	112,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業負担金	352,000	同上	同上	同上	308,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	5,000,000	同上	同上	同上	4,915,000	同上	同上	同上

第40号議案

令和6年度栃木県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度栃木県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,628,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,294,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		46,701,793	452,359	47,154,152
	1 国庫負担金	33,935,732	△ 156,647	33,779,085
	2 国庫補助金	12,766,061	609,006	13,375,067
3 財産収入		536	1,907	2,443
	1 財産運用収入	536	1,907	2,443
5 繰越金			4,175,567	4,175,567
	1 繰越金		4,175,567	4,175,567
6 諸収入		60,622,303	△ 1,283	60,621,020
	1 雑収入	60,622,303	△ 1,283	60,621,020
歳 入 合 計		169,666,150	4,628,550	174,294,700

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		169,666,150	4,628,550	174,294,700
	1 国民健康保険事業費	169,666,150	4,628,550	174,294,700
歳 出 合 計		169,666,150	4,628,550	174,294,700

第41号議案

令和6年度栃木県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度栃木県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

		（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
4	主要な建設改良事業			
	処理場建設事業	事業費 2,459,533千円	△ 430,350千円	2,029,183千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	9,789,000千円	△ 14,450千円	9,774,550千円
第2項 営業外収益	3,912,118千円	△ 14,450千円	3,897,668千円
	支	出	

第1款 流域下水道事業費用	9,448,420千円		136,370千円	9,584,790千円
第1項 営業費用	9,244,750千円	△	8,098千円	9,236,652千円
第2項 営業外費用	196,669千円		144,468千円	341,137千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額917,660千円」を「不足する額907,850千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,798千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,958千円」に、「当年度分損益勘定留保資金247,512千円」を「当年度分損益勘定留保資金244,542千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 資本的収入	3,175,000千円	△	510,440千円	2,664,560千円
第1項 企業債	547,900千円	△	69,800千円	478,100千円
第2項 負担金	549,950千円	△	68,875千円	481,075千円
第3項 受託事業収入	168,290千円	△	53,215千円	115,075千円
第4項 国庫補助金	1,908,860千円	△	318,550千円	1,590,310千円
	支		出	
第1款 資本的支出	4,092,660千円	△	520,250千円	3,572,410千円
第1項 建設改良費	3,179,981千円	△	520,250千円	2,659,731千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 547,900	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	千円 478,100	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

職員給与費

195,459千円

△ 11,604千円

183,855千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、930,054千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、915,604千円」に改める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第42号議案

令和6年度栃木県電気事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
深山発電所建設事業 事業費	771,199千円	△ 514千円	770,685千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 電気事業収益	3,797,000千円	148,070千円	3,945,070千円
第1項 営業収益	3,776,060千円	71,000千円	3,847,060千円
第3項 事業外収益	18,530千円	60,418千円	78,948千円

第4項 特別利益	2千円		16,652千円	16,654千円
	支		出	
第1款 電気事業費用	3,267,100千円	△	30,510千円	3,236,590千円
第1項 営業費用	3,052,883千円		25,626千円	3,078,509千円
第2項 財務費用	36,674千円		1千円	36,675千円
第3項 事業外費用	175,543千円	△	56,137千円	119,406千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額1,571,150千円」を「不足する額1,570,640千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額139,492千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額139,540千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,332,972千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,332,414千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	支		出	
第1款 資本的支出	1,737,150千円	△	510千円	1,736,640千円
第1項 建設改良費	1,541,551千円	△	514千円	1,541,037千円
第2項 企業債償還金	123,586千円		4千円	123,590千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

職員給与費

409,531千円

△ 8,299千円

401,232千円

令和7年2月18日提出

栃木県知事

福田 富一

第43号議案

令和6年度栃木県水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道用水供給事業収益	2,044,000千円	18,640千円	2,062,640千円
第2項 営業外収益	51,423千円	1,763千円	53,186千円
第3項 特別利益	2千円	16,877千円	16,879千円
	支	出	
第1款 水道用水供給事業費用	1,963,550千円	75,550千円	2,039,100千円
第1項 営業費用	1,928,377千円	13,773千円	1,942,150千円
第2項 営業外費用	33,173千円	61,777千円	94,950千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	217,112千円	△ 3,386千円	213,726千円

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

第44号議案

令和6年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	906,000千円	50千円	906,050千円
第2項 営業外収益	363,680千円	50千円	363,730千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	1,030,380千円	18,650千円	1,049,030千円
第1項 営業費用	871,170千円	2,212千円	873,382千円
第2項 営業外費用	7,210千円	16,438千円	23,648千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

職員給与費

50,751千円

△ 1,141千円

49,610千円

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

第45号議案

令和6年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 用地造成事業費用	139,530千円	26,690千円	166,220千円
第1項 営業費用	122,944千円	5,731千円	128,675千円
第2項 営業外費用	6,585千円	20,959千円	27,544千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条中「定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,980千円は、過年度分損益勘定留保資金31,980千円で補てんするものとする。）。」を「定める。」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			

第1款 資本的収入	2,513,000千円		304,860千円	2,817,860千円
第2項 基金収益	9千円		132千円	141千円
第7項 基金繰入金	千円		304,728千円	304,728千円

支 出

第1款 資本的支出	2,544,980千円	△	2,610千円	2,542,370千円
第1項 建設改良費	2,539,971千円	△	2,742千円	2,537,229千円
第2項 基金積立金	9千円		132千円	141千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
職員給与費	125,673千円	△	3,701千円	121,972千円

令和7年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第46号議案

令和6年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 経営総合管理事業収益	240,520千円	9,880千円	250,400千円
第1項 営業外収益	240,520千円	8,446千円	248,966千円
第2項 特別利益	千円	1,434千円	1,434千円
第3款 賃貸ビル事業収益	193,000千円	270千円	193,270千円
第2項 営業外収益	878千円	2千円	880千円
第3項 特別利益	千円	268千円	268千円
	支	出	
第1款 経営総合管理事業費用	240,520千円	9,880千円	250,400千円

第1項 営業費用	223,632千円	9,141千円	232,773千円
第2項 営業外費用	16,888千円	739千円	17,627千円
第3款 賃貸ビル事業費用	161,290千円	1,510千円	162,800千円
第1項 営業費用	151,947千円	512千円	152,459千円
第2項 営業外費用	9,343千円	998千円	10,341千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	168,210千円	△ 3,988千円	164,222千円

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第47号議案

栃木県県税条例の一部改正について

栃木県県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第105条の10 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第105条の5の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、<u>規則で定めるところにより、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項（特定免許情報の記録等）に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第116条第4項において同じ。）</u>その他規則で定める書類等を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該運転免許証<u>又は当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。第116条第4項において同じ。）</u>の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>第105条の10 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第105条の5の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに_____、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証_____</p> <p>_____</p> <p>_____その他規則で定める書類等を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該運転免許証_____</p> <p>_____の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6)・(7) 略</p>
<p>第116条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、当該年度の</p>	<p>第116条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、当該年度の</p>

2月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定めるところにより、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カードその他規則で定める書類等を提示しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) 略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第165条 狩猟税の納税者は、証紙徴収の方法によって狩猟税を払い込むときは、当該狩猟税の額に相当する現金を納付した後、狩猟者の登録に関する申請書に納税済印の押印を受け
_____なければならない。

2 略

第166条及び第167条 削除

2月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに_____、当該申請に係る自動車を運転する者に係る運転免許証_____その他規則で定める書類等を提示しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 当該運転免許証_____の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) 略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第165条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に
_____狩猟者の登録に関する申請書に、県の発行する納税証紙をはることにより、当該税金を払い込まなければならない。

2 略

(納税証紙売りさばき人の指定)

第166条 前条第1項の納税証紙は、知事の指定を受けた者が売りさばくものとする。

(納税証紙の種類等)

第167条 第165条第1項の納税証紙の種類及び形式は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第105条の10第3項及び第116条第4項の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。
(経過措置)
- 次項の場合を除き、改正前の第166条の規定により売りさばかれた納税証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。）を保有する者は、令和12年3月31日までの間は、これを知事に返還して当該納税証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第166条の規定により指定を受けている者は、施行日前に買い受けた納税証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。）を施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年3月31日までの間に返還した者に対し、当該納税証紙の額面金額に相当する金額から当該納税証紙の取扱手数料として当該返還した者に対して交付した金額を控除した金額を還付するものとする。

第48号議案

栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例の廃止について

栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年栃木県条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

第49号議案

栃木県用地造成事業基金条例の廃止について

栃木県用地造成事業基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第 号

栃木県用地造成事業基金条例を廃止する条例

栃木県用地造成事業基金条例（昭和63年栃木県条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

第50号議案

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 放棄する権利 平13県営かん排矢の目第3工区管水路工事の工事請負契約解除に伴う違約金の遅延利息に係る債権
- 2 放棄する金額 1,471円
- 3 債務者の住所及び氏名 那須郡那須町大字寺子乙3967番地 那須土木電設工事株式会社 代表取締役 佐藤 隆
代表取締役 佐藤 隆之
- 4 権利放棄の理由 債務者の無資力等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第51号議案

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 放棄する権利 平成22年度緊急地方道路整備事業及び平成22年度県単土木事業の工事請負契約解除に伴う前払金返納利息に係る債権
- 2 放棄する金額 67,299円
- 3 債務者の住所及び氏名 鹿沼市口栗野1043番地2 田中建設有限会社 代表取締役 原 田 昌 一
代表取締役 田 中 康 夫
- 4 権利放棄の理由 債務者の無資力等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第52号議案

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 放棄する権利 平成10年度災害復旧事業の工事請負契約解除に伴う前払金返納利息に係る債権
- 2 放棄する金額 220,893円
- 3 債務者の住所及び氏名 那須塩原市島方424番地3 田代工業株式会社 代表取締役 田代 英 一
- 4 権利放棄の理由 債務者の無資力等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第53号議案

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 放棄する権利 平成13年度災害復旧事業及び平成13年度県単土木事業の工事請負契約解除に伴う前払金返納利息に係る債権
- 2 放棄する金額 51,697円
- 3 債務者の住所及び氏名 那須郡那須町大字寺子乙3967番地 那須土木電設工事株式会社 代表取締役 佐藤 隆
代表取締役 佐藤 隆之
- 4 権利放棄の理由 債務者の無資力等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第54号議案

権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富 一

- 1 放棄する権利 平成20年度緊急地方道路整備事業の工事請負契約解除に伴う違約金等に係る債権
- 2 放棄する金額 違約金451,500円及びその遅延利息に相当する額並びに前払金返納利息14,579円
- 3 債務者の住所及び氏名 足利市大町3番地1 株式会社富士建設 代表取締役 富 永 キクエ
- 4 権利放棄の理由 債務者の無資力等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

第55号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和6年度栃木県議会第401回通常会議第4号議案及び令和6年度栃木県議会第404回通常会議第14号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
県営林道事業費	鹿沼市	円 88,000,000	円 20,592,000	円 158,384,700	円 39,858,475
	日光市	67,100,000	20,311,180	129,990,000	30,099,362

第56号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和6年度栃木県議会第401回通常会議において、第5号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
農村集落基盤再編・整備事業費	佐野市	円 85,756,000	円 8,643,834	円 93,945,000	円 9,524,151
	矢板市	10,000,000	1,000,000	9,990,000	999,000
	茂木町			31,775,000	3,177,500
	那珂川町	18,000,000	2,700,000	13,000,000	1,950,000
国営造成施設管理事業費	宇都宮市	29,755,000	4,440,041	32,956,000	4,917,545
	真岡市		546,897		605,713
	上三川町		612,953		678,873
	芳賀町		351,109		388,869
	足利市	46,880,000	3,390,000	48,510,000	3,507,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	那須烏山市	61,471,000 円	679,803 円	63,674,000 円	704,135 円
	益子町		3,176,511		3,290,207
	茂木町		2,688,479		2,784,707
	市貝町		4,290,257		4,443,817
	芳賀町		1,457,950		1,510,134
農地整備事業費	宇都宮市	447,000,000	44,700,000	801,000,000	80,100,000
	足利市	66,000,000	6,600,000	46,000,000	4,600,000
	佐野市	114,000,000	11,400,000	164,000,000	16,400,000
	鹿沼市	384,000,000	28,800,000	715,518,000	53,663,850
	日光市	88,000,000	8,800,000	615,000,000	61,500,000
	小山市	128,000,000	17,750,000	695,000,000	92,800,000
	大田原市	423,300,000	42,330,000	436,690,000	43,669,000
	市貝町	27,752,800	3,469,100	30,061,600	3,757,700
	芳賀町	369,247,200	46,155,900	678,938,400	84,867,300

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	壬生町	円 338,000,000	円 33,800,000	円 350,000,000	円 35,000,000
	野木町	85,000,000	8,500,000	479,000,000	47,900,000
	塩谷町	21,000,000	1,575,000	181,000,000	13,575,000
水利施設整備事業費	宇都宮市	8,000,000	1,200,000	16,993,700	2,549,055
	足利市	16,200,000	2,430,000	141,200,000	21,180,000
	栃木市	85,967,200	21,466,000	739,261,200	184,789,500
	佐野市	70,000,000	8,750,000	216,392,000	27,049,000
	小山市	72,280,300	15,455,000	255,701,529	61,311,825
	真岡市	4,517,980	723,000	49,089,980	7,854,000
	さくら市	25,042,900	4,007,000	272,102,900	43,537,000
	市貝町	3,322,700	531,000	36,102,700	5,776,000
	芳賀町	2,680,460	429,000	29,124,460	4,660,000
	野木町	20,152,500	5,038,000	87,546,571	21,885,000
	塩谷町	34,868,300	3,515,000	429,488,300	43,254,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	高根沢町	円 8,567,660	円 1,371,000	円 93,091,660	円 14,895,000
農村地域防災減災事業費	宇都宮市	59,000,000	14,750,000	74,000,000	18,500,000
	上三川町	69,000,000	13,800,000	260,834,000	52,166,800

第57号議案

市町村が負担する金額の変更について

令和6年度栃木県議会第401回通常会議において、第6号議案として議決を経た市町村が負担する金額について、次のとおり変更する。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
砂防施設づくり 事業費（補助）	宇都宮市	円 70,000,000	円 11,000,000	円 111,600,000	円 15,160,000
	足利市	250,000,000	21,750,000	356,200,000	34,870,000
	栃木市			1,400,000	70,000
	鹿沼市	40,000,000	2,000,000	55,000,000	2,750,000
	日光市	55,000,000	9,000,000	119,700,000	20,640,000
	真岡市	40,000,000	4,000,000	90,000,000	9,000,000
	那須烏山市			20,000,000	2,000,000
	茂木町	50,000,000	5,000,000	82,700,000	8,270,000
	那珂川町	115,000,000	5,750,000	255,000,000	12,750,000

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
河川砂防施設づくり 事業費（県単）	茂木町	円 13,900,000	円 2,780,000	円 19,300,000	円 3,860,000
	那珂川町	6,000,000	300,000	8,100,000	405,000
緊急防災・減災対策 事業費（河川砂防）	足利市	100,000,000	10,000,000	113,200,000	11,320,000
	大田原市	47,000,000	9,400,000	57,000,000	11,400,000
流域下水道建設事業費	日光市	482,435,200	89,609,866	444,351,315	81,616,424
	宇都宮市	1,287,519,000	122,651,984	1,246,561,239	120,337,835
	下野市		77,009,176		75,556,197
	上三川町		37,765,006		37,052,470
	栃木市	516,645,000	89,651,866	395,466,914	72,651,702
	壬生町		14,651,966		13,031,396
	大田原市	177,066,000	19,227,654	131,614,220	13,656,825
	那須塩原市		20,107,346		14,280,840
	栃木市	148,909,600	37,442,932	92,907,005	23,594,461

事業名	負担市町村名	変更前		変更後	
		事業費	負担額	事業費	負担額
	小山市	206,027,400	円 25,441,109	114,301,060	円 17,817,529
	野木町		円 16,391,124		円 11,479,426

第58号議案

特定事業契約の変更について

平成28年度栃木県議会第341回通常会議において、第36号議案として議決を経た特定事業契約（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和7年2月18日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

契約金額を33,463,127,768円とする。

第59号議案

特定事業契約の変更について

平成29年度栃木県議会第346回通常会議において、第20号議案として議決を経た特定事業契約（馬頭最終処分場整備運営事業）の一部について、次のとおり変更する。

令和7年2月18日提出

栃木県知事 福田 富 一

契約金額を4,967,566,181円とする。

第60号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策入院病床確保事業費補助金の交付事務の瑕疵について、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

令和7年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

1 損害賠償額 3,322,000円

報告第1号

知事の専決処分事項報告について

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月18日

栃木県知事 福田 富一

- 1 専決処分第73号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 2 専決処分第74号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 3 専決処分第75号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 専決処分第76号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 5 専決処分第77号 工事請負契約の変更について
- 6 専決処分第78号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 7 専決処分第79号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 8 専決処分第80号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 9 専決処分第81号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 10 専決処分第82号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 11 専決処分第83号 損害賠償の額の決定及び和解について

- 12 専決処分第84号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 13 専決処分第85号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 14 専決処分第86号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 15 専決処分第87号 工事請負契約の変更について
- 16 専決処分第88号 工事請負契約の変更について
- 17 専決処分第89号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 18 専決処分第90号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 19 専決処分第91号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決処分第77号

工事請負契約の変更について

令和6年度栃木県議会第403回通常会議において、第15号議案として議決を経た工事請負契約（一級河川巴波川地下捷水路到達立坑建設工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を626,615,000円とする。

令和6年12月19日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第87号

工事請負契約の変更について

令和5年度栃木県議会第397回通常会議において、第16号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県子ども総合科学館本館空調設備改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を1,011,120,000円とする。

令和7年1月9日

栃木県知事 福田 富 一

専決処分第 8 8 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年度栃木県議会第 398 回通常会議において、第 15 号議案として議決を経た工事請負契約（栃木県子ども総合科学館本館内外部改修工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を 1,070,531,000 円とする。

令和 7 年 1 月 9 日

栃 木 県 知 事 福 田 富 一